

参 考 資 料

	ページ
村上市まちづくり基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例・・・・・・・・	3
村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則・・	5
神納東地域まちづくり協議会規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
神納東地域まちづくり協議会 組織図・・・・・・・・・・・・・・・・	13
神納東地域まちづくり協議会 運営委員、代議員名簿・・・・・・・・	14
神納東地域まちづくり新聞（第35号）・・・・・・・・・・・・・・・・	15
神納東地域まちづくり新聞（第36号）・・・・・・・・・・・・・・・・	17
神納東地域まちづくり新聞（第37号）・・・・・・・・・・・・・・・・	19
合同防災研修会（特集号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
神林地区まちづくり新聞（第14号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
神納東地域まちづくり計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊

(このページは空白です)

○村上市まちづくり基本条例

平成 27 年 3 月 20 日

条例第 4 号

山、川、海、美しい自然と文化のまち村上市は、私たち市民にとってかけがえのないふるさとです。

この素晴らしいふるすとは、先人から受け継いだ財産であり、このまちをより良いものとして次の世代へ引き継いでいくことが私たちの使命です。

そのために、市民一人ひとりが知恵を出し合い、積極的に参画するまちづくりを進め、協力して幾多の課題を乗り越えていくことが必要です。

私たちは、村上市民憲章(平成 25 年 12 月 18 日制定)に掲げる「元気あふれるまち」を市の理想像としてまちづくりを進めるため、ここに村上市まちづくり基本条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、村上市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民が主体的に参画し、協働して進めるまちづくりを継続的に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者、市内に通学している者及び市内に勤務している者をいう。
- (2) 市 市長及び市の執行機関をいう。
- (3) 参画 まちづくりの様々な場面において、事業等の立案、計画及び実施に主体的に関わり、その活動に参加することをいう。
- (4) 協働 お互いの立場を尊重し、それぞれの役割を担いながら、協力し合うことをいう。
- (5) コミュニティ 安心な暮らしと助け合いを目的とした組織で、町内や集落組織等をいう。
- (6) 地域まちづくり組織 複数の町内や集落を含める広範囲な地域において、コミュニティの支援を含めた地域のまちづくりを進める組織であって、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例(平成 23 年村上市条例第 2 号)に定めるものをいう。
- (7) 団体等 コミュニティ、地域まちづくり組織及び公益の増進を目的として市民により構成された団体をいう。

(まちづくりの基本原則)

第 3 条 村上市のまちづくりは、次の各号に掲げる基本原則により進めるものとする。

- (1) 市民が自主的にまちづくりに参画できること。
- (2) まちづくりに関する課題の解決には、各主体が協働して取り組むこと。
- (3) それぞれの意見や個性を認め合うとともに、自らの発言や行動に責任を持つこと。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、市民の幸せと暮らしやすい地域をつくるための担い手として、自ら進んでまちづくりに参画するよう努めるものとする。

(コミュニティの役割)

第 5 条 コミュニティは、市民にとって身近なまちづくりの場として、市民が安心して暮らせる地域づくりに努めるものとする。

(地域まちづくり組織の役割)

第 6 条 地域まちづくり組織は、地域の元気づくりを進めるため、市民及びコミュニティと協力して、地域の活性化と課題の解決に努めるものとする。

(市の役割)

第 7 条 市は、市民と協働してまちづくりを推進するため、体制の整備に努めなければならない。

2 市は、市民のまちづくりへの参画に有効な手法を調査及び導入することにより、市民参画の推進に努めなければならない。

(まちづくり活動への支援)

第8条 市は、団体等の自主性を尊重するとともに、まちづくりに有効な活動に対し、必要かつ可能な範囲内で支援を行うものとする。

(意見の尊重)

第9条 市は、まちづくりを進める上で、まちづくり活動に協働して取り組む市民及び団体等の意見を尊重するものとする。

(情報の共有)

第10条 市は、市民の参画を推進するため、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、市民及び団体等との情報の共有や相互理解を図るものとする。

2 市が情報を発信する場合は、法令等で定めるところにより、個人等の利益保護対策において必要な措置を講じなければならない。

(人材の育成)

第11条 市及び団体等は、市民がまちづくりに参画できる機会をつくとともに、まちづくりの担い手を育成することに努めるものとする。

(交流の拡大)

第12条 市及び団体等は、まちづくりを効果的に進めるため、それぞれ交流の拡大に努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第13条 市及び団体等は、国、県、他の市町村及び関係機関等と連携し、まちづくりを進める上で共通した課題の解決に向け、相互協力を図るものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例

平成 23 年 3 月 28 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、一定の地域内において包括的なまちづくりを行う組織の設置及び事業の実施並びに村上市地域まちづくり交付金(以下「交付金」という。)に関する事項を定め、誇りと活気あふれる地域づくりを展開し、元気あふれる定住の里づくりと市民協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 町内や集落がまとまった一定の区域をいう。
- (2) 地域まちづくり組織 町内や集落における活動の支援を含めた包括的な地域のまちづくりを行う組織をいう。
- (3) コミュニティビジネス 地域が有する人材、施設、資金等を活用し、起業、雇用及び生きがいの創出を推進し、地域の活性化に寄与する事業をいう。

(地域まちづくり組織の設置区域)

第 3 条 地域まちづくり組織(以下「地域組織」という。)は、地域単位で設置するものとし、その設置区域は、別に規則で定める。

(地域組織の要件)

第 4 条 地域組織は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- (2) 地域組織の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。
- (3) その地域に居住する人及びその地域で事業を実施する個人若しくは法人又は地域で活動する各種団体で地域組織が認めたものを構成員としていること。

(事業)

第 5 条 地域組織は、地域におけるまちづくりの基本方針、地域の将来像、事業等をまとめた計画(以下「地域まちづくり計画」という。)を策定し、この計画に基づき次に掲げる事業の中から選定して、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりに関し、特に必要があると地域組織が認めること。

(活動の制限)

第 6 条 地域組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。)の候補者(候補予定者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) 前 3 号に掲げる活動のほか、地域組織の活動として市長が不適當であると認める活動

(協力及び助言)

第7条 市長は、地域組織の円滑な運営を促進するため、地域組織の活動により生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(連携組織)

第8条 各地域組織は、地域組織相互の連携を図るため、地域組織の代表者等で構成する地域組織の連携組織を設置することができる。

(設置等の届出)

第9条 地域組織を設置したときは、規則に定めるところにより市長に届け出るものとする。その届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

(交付金の交付)

第10条 市長は、地域組織の運営支援及び地域まちづくり計画に基づき実施する地域組織の活動支援として、交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第11条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

(交付申請)

第12条 交付金の交付を受けようとする地域組織は、市長に交付金の交付の申請を行わなければならない。

(交付決定)

第13条 市長は、前条の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められるときは、交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による審査により不適当と認められる場合は、是正指導を行い、修正等を行った結果適当と認められるときは、交付の決定を行うものとする。

(交付請求及び交付)

第14条 交付金の交付の請求は、前条の交付の決定の通知を受けた後に行うものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに交付金の交付手続を行わなければならない。

(交付金の取扱い)

第15条 地域組織は、交付金の活用において、当該構成員の総意を反映し、民主的で公正な取扱いをしなければならない。

(実績報告)

第16条 地域組織は、毎年5月末日までに前年度の実績を市長に報告しなければならない。

(情報公開)

第17条 地域組織は、前条の規定による実績報告及び活動に関する全ての書類を事務所に備え付けるものとし、積極的にその情報の公開に努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条から第16条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則

平成 23 年 3 月 31 日

規則第 51 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日規則第 15 号

平成 26 年 2 月 3 日規則第 3 号

平成 28 年 2 月 23 日規則第 3 号

令和 3 年 12 月 15 日規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例（平成 23 年村上市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「行政区」とは、村上市区嘱託員規則（平成 22 年村上市規則第 13 号）第 2 条に規定する行政区をいう。

(地域組織の設置区域)

第 3 条 条例第 3 条に規定する設置区域は、別表第 1 のとおりとする。

(設置等の届出)

第 4 条 条例第 9 条の規定による届出は、地域まちづくり組織設置届出書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の届出の内容に変更が生じたときは、地域まちづくり組織変更届出書（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

(交付金の額)

第 5 条 市長は、条例第 11 条に規定する交付金の額を、村上市議会定例会における当初予算の議決後速やかに各地域組織に通知するものとし、各地域組織の交付金の額は別表第 2 に定める配分方法により算定した額とする。

2 前項の規定による通知は、地域まちづくり交付金通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(交付申請)

第 6 条 条例第 12 条の交付金の交付の申請は、地域まちづくり交付金交付申請書（様式第 4 号）により行うものとする。

(交付決定及び通知)

第 7 条 条例第 13 条第 1 項の交付の決定は、地域まちづくり交付金交付決定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

2 条例第 13 条第 2 項の是正指導は、口頭又は文書で行うものとする。

(交付金の交付方法)

第 8 条 交付金の交付方法は、四半期ごとに交付金を分割して交付するものとする。なお、交付する額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、最初に交付する四半期分に含めて交付するものとする。

2 市長は、地域組織の事業実施上やむを得ないと認めた場合は、前項の規定にかかわらず交付金の一部又は全部を一括して交付することができる。

(交付申請内容の変更)

第 9 条 第 7 条の規定により交付決定を受けた者で、天変地異等不測の事態が生じたことにより申請内容の変更をしようとするときは、地域まちづくり交付金変更交付申請書（様式第 6 号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、地域まちづくり交付金変更交付決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

(交付請求)

第 10 条 条例第 14 条第 1 項の交付金の交付の請求は、地域まちづくり交付金交付請求書（様式第 8 号）により市長に請求するものとする。

(会計処理)

第 11 条 地域組織の会計は、単年度会計処理とし、会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3

月 31 日に終わるものとする。

(積立て)

第 12 条 地域組織は、将来において実施する事業の財源を計画的に確保するため、交付金を積み立てることができる。

(繰越処理)

第 13 条 地域組織は、各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度に繰り越すことができる。

(実績報告)

第 14 条 条例第 16 条の規定による実績報告は、地域まちづくり交付金実績報告書(様式第 9 号)により行うものとする。

(関係書類の整理等)

第 15 条 地域組織は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類については、交付を受けた会計年度終了後 10 年間保管しなければならない。

(助成制度の活用)

第 16 条 地域組織は、市民協働のまちづくりを積極的に推進するため、交付金の活用のほか、その他の各種助成制度を積極的に活用し、事業の拡大を図るものとする。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条から第 13 条までの規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 15 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 3 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 23 日規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 15 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

地域まちづくり組織	行政区
村上地域まちづくり協議会	羽黒町、長井町、上町、大町、小町、庄内町、久保多町、片町、上片町、加賀町、泉町、塩町、寺町、大工町、細工町、安良町、小国町、鍛冶町、肴町、大欠、幸町、田端町、若葉町、希望ヶ丘住宅、中川原団地、南町一丁目、南町二丁目、山居町一丁目、山居町二丁目、飯野西、飯野一丁目、飯野二丁目、飯野三丁目、飯野桜ヶ丘、羽黒口、二之町、三之町、新町、堀片、杉原、石原
岩船まちづくり協議会	岩船上大町、岩船上町、岩船横新町、岩船中新町、岩船縦新町、岩船新田町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船地蔵町、岩船下大町、岩船三日市、岩船北浜町、瀬波温泉三丁目、八日市、上の山
活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会	瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波横町、瀬波新田町、松波町、学校町、瀬波温泉一丁目、瀬波温泉二丁目、浜新田、松山、三面、松山かみの、下渡、羽下ヶ淵、大平、滝の前、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、松原町四丁目、松原町住宅、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、緑町五丁目
山辺里地区まちづくり協議会	山辺里、四日市、天神岡、西興屋、仲間町、坪根、下相川、上相川、日下、小谷、下山田、上山田、門前、赤沢、菅沼、鑄物師、袋、大関、大栗田、高平
上海府地区町づくり推進委員会	岩ヶ崎、大月、野瀉、間島、柏尾、吉浦、早川、馬下
あらかわ地区まちづくり協議会	貝附、花立、荒島、春木山、上鍛冶屋、下鍛冶屋、梨木、切田、十文字、野口、坂町住宅、坂町、坂町駅前、藤沢、山口、羽ヶ榎、田島、佐々木、荒川松山、金屋、鳥屋、大津、中倉、名割、中野、長政、両新、荒屋、海老江、前坪団地、堤下団地
神納地域まちづくり協議会	岩野沢、山田、飯岡、桃川、河内、南大平、指合、殿岡、小出、有明
神納東地域まちづくり協議会	里本庄、山屋、上助瀨、下助瀨、志田平、七湊
平林地域まちづくり協議会	松沢、小岩内、川部、湯ノ沢、葛籠山、平林、宿田
砂山地域まちづくり協議会	牛屋、福田、北新保、長松、赤松、塩谷
西神納地域まちづくり協議会	南田中、牧目、九日市、松喜和、今宿、大塚、湯端、高御堂、小口川、新飯田、岩船駅前
館腰地域まちづくり協議会	大場沢、古渡路、小川、十川、下新保、笹平、瑞雲、釜杭、小揚、熊登、あけぼの
三面地域まちづくり協議会	岩崩、荃太、千縄、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、猿田
たかねまちづくり協議会	高根、北大平、関口、黒田、中原、朝日中野、薦川、岩沢
猿沢地域まちづくり協議会	寺尾、宮ノ下、下中島、鶴渡路、上野、川端、猿沢、桧原、板屋越
塩野町地域まちづくり協議会	塩野町、松岡、早稲田、原小須戸、本小須戸、荒沢、大須戸、蒲萄
山北地区まちづくり協議会	府屋学校町、府屋本町、府屋浜町、府屋駅前通、岩崎、中浜、伊呉野、堀ノ内、温出、大谷沢、塔下、杉平、遅郷、岩石、荒川口、朴平、小俣、大代、雷、中継、山熊田、大沢、大毎、北中、北黒川、荒川、中津原、鶴泊、寝屋、碁石、勝木、間瀬、下大蔵、立島、長坂・遠矢崎、板屋沢・垣之内、北赤谷、下大鳥、北田中、上大鳥、浜新保、桑川、笹川、板貝、今川、脇川、寒川、芦谷、越沢

別表第2(第5条関係)

交付金の内訳	交付金内訳の額	地域組織への交付金配分額
人口割額	市長が定めた交付金の額の65パーセントに相当する額	人口割額を、前年度の1月1日現在の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく市の人口で除して得た額に、当該地域組織内の人口を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)
行政区割額	市長が定めた交付金の額の28パーセントに相当する額	行政区割額を、前年度の1月1日現在の行政区の数で除して得た額に、当該地域組織の行政区の数に乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)
加算額	市長が定めた交付金の額の7パーセントに相当する額	加算額を、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)、同法施行令(昭和37年政令第301号)及び同法施行規則(昭和37年自治省令第14号)の規定に基づく辺地(人口要件は適用しない。)の辺地度数(行政区ごとに算出する。)の市の合計で除して得た額に、当該地域組織の辺地度数の合計を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)

備考

平成24年度以降の年度途中で地域組織を設置し、当該年度に交付金の交付を受ける場合の交付金の額は、日割計算により算定するものとし、上記により算出して得た額を、交付金を交付する年度の日数で除して得た額に、地域組織を設置した日の翌日から年度末までの日数を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

神納東地域まちづくり協議会規約

平成 24 年 3 月 14 日制定

(名称)

第 1 条 本会は、神納東地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の主たる事務所は、村上市神林支所地域振興課自治振興室(村上市岩船駅前 56 番地)に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、地域に暮らす住民自らが、地域の特性を話し合い、創意と工夫を活かし、協力して活動することにより、活気と魅力あふれる住みよいまちづくりを実践し、将来にわたって推進していくことを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第 5 条 本会は、神納東地域に居住する人及び神納東地域で事業を実施する個人若しくは法人又は神納東地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監事 2 名

2 会長及び副会長は、運営委員において互選し、総会の承認を得る。

3 監事は、運営委員を除く構成員の中から総会において選出する。

4 会長及び副会長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

5 監事の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

6 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

7 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。

(役員職務)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(運営委員)

第 8 条 運営委員は、神納東地域の居住者で、別表 1 の基準により各集落から選出する。

- 2 運営委員は、運営委員会において、総会に付議する事項及び本会の運営に関することを審議する。
- 3 運営委員は、総会に出席し、総会に付議した事項及び本会の運営について説明しなければならない。
- 4 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選出された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営委員は、代議員を兼務することができない。

(評議委員)

第9条 評議委員は、神納東地域を構成する集落区長とする。ただし、集落区長が運営委員に選出された場合は、その代理者とする。

- 2 評議委員は評議委員会において、本会の運営に係る評価、助言を行うものとする。
- 3 評議委員の任期は、集落区長の任期とする。

(代議員)

第10条 代議員は、次により選出する。

- (1) 評議委員
 - (2) 神納東地域の居住者で、別表2の基準により集落の推薦を受けた者
 - (3) 本会の趣旨に賛同し、その活動に参画する者で、運営委員会の推薦を受けた者
- 2 代議員は総会において、運営委員会が提案する議題を審議し、議決する。
 - 3 代議員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 4 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 評議委員会

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の2分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、出席した代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状による代理出席を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、第19条に規定する場合を除き、出席した代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 会長及び副会長の承認に関すること。
 - (4) 監事の選出に関すること。
 - (5) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (6) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数(委任状による代理出席者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(評議委員会)

第15条 評議委員会は、評議委員をもって構成する。

- 2 評議委員会は、本会の運営に係る評価、助言を行う。
- 3 評議委員会は、会長又は評議委員の求めに応じ、開催することができる。
- 4 評議委員会の議長は、出席した評議委員の中から選出する。

(事務局)

第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局員を置く。
- 3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第17条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金及びその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができる。

(監査)

第18条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の改正)

第19条 この規約は、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければ改正することができない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第21条 本会が各種取り組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 3 月 14 日から施行する。

別表 1 運営委員の選出基準（第 8 条第 1 項関係）

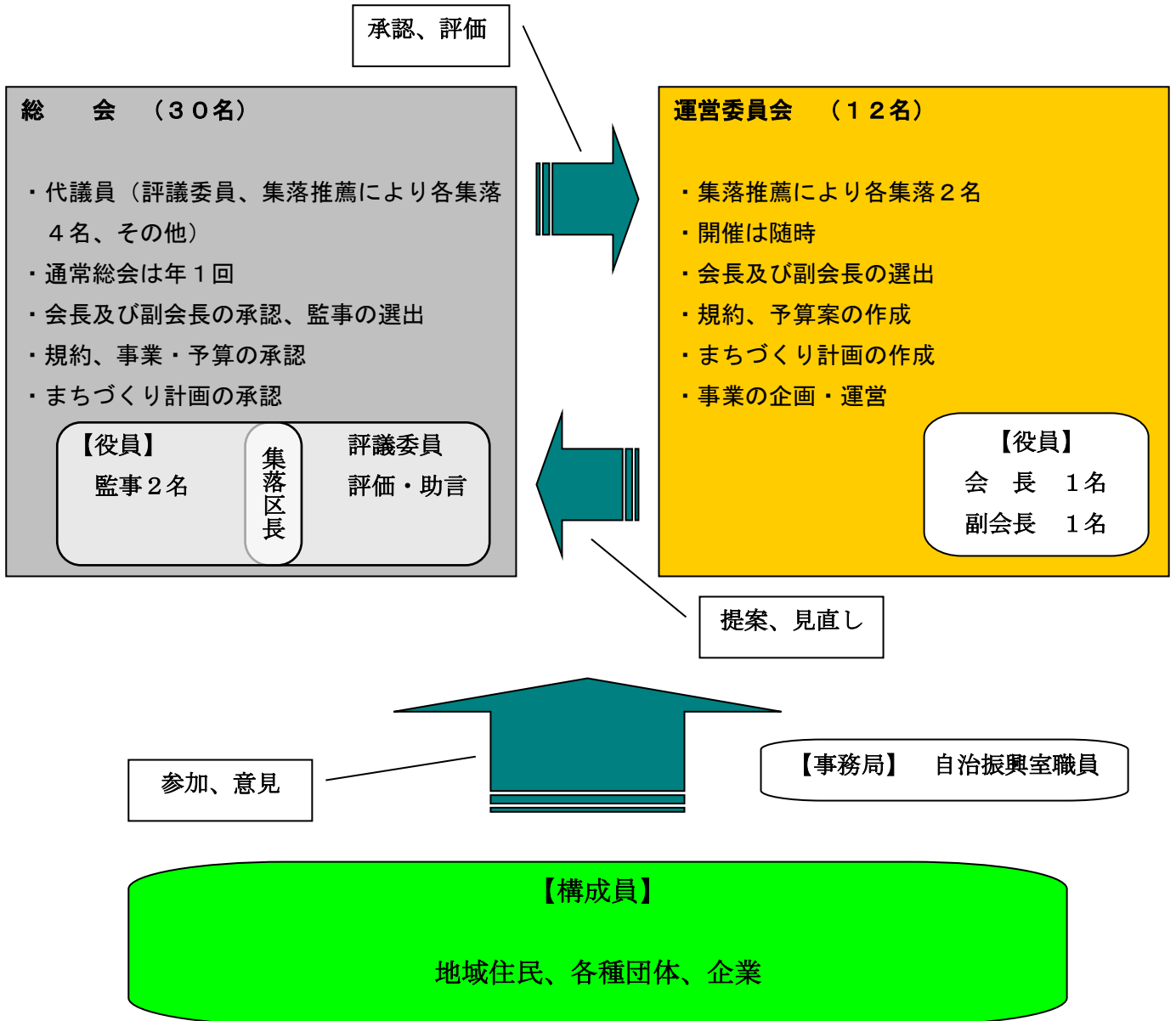
集落名	選出基準	定数
里本庄	集落の推薦 又は 集落区長の推薦	2 名
山 屋		2 名
上助渕		2 名
下助渕		2 名
志田平		2 名
七 湊		2 名

別表 2 集落の推薦による代議員の選出基準（第 10 条第 1 項第 2 号関係）

集落名	選出基準	定数
里本庄	集落の推薦 又は 集落区長の推薦	4 名
山 屋		4 名
上助渕		4 名
下助渕		4 名
志田平		4 名
七 湊		4 名

※但し、推薦にあたっては、年齢、性別などに配慮するものとする。

神納東地域まちづくり協議会 組織図



令和5年度 神納東地域まちづくり協議会 運営委員、代議員名簿

□運営委員 (敬称略)

集 落	氏 名
里本庄	中山 豪
里本庄	中山 治
山 屋	木村 静夫
山 屋	齋藤 芳和
上助漕	八藤後 瑞枝
上助漕	鈴木 禎明
下助漕	横山 優子
下助漕	横山 光治
志田平	木村 正義
志田平	内山 雅博
七 湊	木村 寛俊
七 湊	天井 久美子

□代議員 (敬称略)

集 落	氏 名	備 考
里本庄	中山 秀巳	評議委員
里本庄	中山 忠勝	
里本庄	磯部 恵子	
里本庄	中山 厚史	
里本庄	鈴木 奈々	
山 屋	島田 薫	評議委員
山 屋	齋藤 三七夫	
山 屋	木村 重子	
山 屋	木村 和秀	
山 屋	齋藤 さおり	
上助漕	原 和也	評議委員
上助漕	八藤後 光彦	
上助漕	八藤後 茂樹	
上助漕	本保 美枝	
上助漕	中村 恵	
下助漕	横山 房夫	評議委員
下助漕	山崎 秀樹	
下助漕	横山 誠	
下助漕	加藤 奈美	
下助漕	稲葉 友理	
志田平	内山 秋善	評議委員
志田平	内山 久男	
志田平	内山 マサ子	
志田平	内山 一秋	
志田平	内山 和歌子	
七 湊	木村 雅人	評議委員
七 湊	木村 友和	
七 湊	天井 太智	
七 湊	木村 亮一	
七 湊	木村 あゆみ	

まちづくり新聞

つながり、支え合い、心やさしく暮らせる神納東 ～笑顔があふれる集落・地域をめざして～

令和4年度神納東地域まちづくり協議会通常総会 書面議決の結果、全議案で過半数の承認により可決

令和4年度になり、昨年よりも村上市では新型コロナウイルスの感染が多く確認されており、感染拡大の状況から出席者の感染防止を第一と考え、今年度も通常総会では中止し、協議予定の議案については、書面による議決としました。

4月1日（金）に令和3年度事業及び会計監査会終了後、通常総会議案書とそれに係る書面表決書を議員、代議員の皆さまへ送付いたしました。

ご提出いただいた書面表決書は、4月19日（火）に会長、副会長、監事が集計を行い、結果4議案すべてで過半数の賛成があり可決されました。

第2号議案で承認された令和4年度事業についてはコロナ禍の情勢を考慮しつつ、柔軟に対応してまいります。現在、6月19日（日）に本間至恩選手応援隊の活動、6月26日（日）に神納、西神納、神納東地域の3地域合同防災研修会を実施できるように準備を進めております。また、今年度は中学生以上を対象にアンケート調査を実施する予定でありますので、詳細が決まり次第告知させていただきます。

承認された4議案

- ① 令和3年度事業報告及び収支決算の承認
- ② 令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認
- ③ 会長及び副会長の承認
- ④ 監事の選出

令和4年度 神納東地域まちづくり協議会 書面議決（結果）

令和4年度神納東地域まちづくり協議会通常総会議案の書面議決を下記のとおり実施した。

- 議案日及び場所**
(1) 日時 令和4年4月19日（火） 午後5時30分から午後6時30分まで
(2) 場所 村上市神納支所 3階 第2会議室
- 出席者**
協議会会長 中山 忠勝、協議会副会長 八藤後 瑞枝、事務局 監事 天井 文、監事 中山 秀巴
- 代議員の出席状況**
代議員現在数 30名
代議員出席者数 30名
- 議案事項及び議決事項について**
 - 第1号議案 令和3年度事業報告及び収支決算の承認について
承認性数 30名、反対性数 0名、棄権 0名
 - 第2号議案 令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について
承認性数 30名、反対性数 0名、棄権 0名
 - 第3号議案 会長及び副会長の承認について
承認性数 30名、反対性数 0名、棄権 0名
 - 第4号議案 監事の選出について
承認性数 30名、反対性数 0名、棄権 0名
結果とした全ての議案について、総計 12 名第6項に基づき代議員の過半数の賛成を持って可決された。
 - 書面議決の成立について**
書面議決の結果が確定であることを証します。
令和4年4月19日 会長 中山 忠勝
令和4年4月19日 副会長 八藤後 瑞枝
令和4年4月19日 監事 天井 文
令和4年4月19日 監事 中山 秀巴



神納東地域まちづくり協議会
令和4年度
通常総会議案書

つながり、支え合い、心やさしく暮らせる神納東
～笑顔があふれる集落・地域をめざして～

書面議決の結果

通常総会議案書の表紙

令和4年度の役員・ 運営委員の紹介（敬称略）

〔役員〕	
会長	八藤後 瑞枝（上助 洸）
副会長	中山 豪（里本庄）
監事	中山 秀巳（里本庄）
監事	島田 薫（山 屋）
〔運営委員〕	
新任	中山 治（里本庄）
新任	木村 静夫（山 屋）
新任	齋藤 芳和（山 屋）
新任	八藤後 健（上助 洸）
新任	横山 光治（下助 洸）
新任	横山 優子（下助 洸）
新任	内山 雅博（志田平）
新任	木村 正義（志田平）
新任	木村 正美（志田平）
新任	木村 寛俊（七 湊）

中山 忠勝さん（里本庄）、島田 勲さん（山屋）、木村 重幸さん（志田平）が、令和4年3月を以て運営委員を退任されました。御三方とも長きに渡り当まちづくり協議会へ、ご尽力いただき、誠にありがとうございました。

また、右記運営委員の紹介のとおり3名の方が運営委員に新任されました。令和4年度は役員も変わり新たな体制で活動を進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いたします。

令和4年度の収支予算、事業について

★収入見込額 1,492,000円

収入内容	金額
・地域まちづくり交付金	1,367,000円
・繰越金	124,713円
・諸収入	287円

村上市のまちづくり交付金。人口割、行政区割により算出され、各地域に交付されます。昨年度より18,000円増額しています。

★支出見込額 1,492,000円

支出内容	金額
・環境保全及び改善経費（内訳）	
花いっぱいプロジェクト	120,000円
旧神納東小グラウンド除草作業	10,000円
・ふるさと活動支援経費（内訳）	
集落活動支援	300,000円
その他	208,000円
・健康及び福祉増進経費	15,000円
・地域コミュニティ振興経費（内訳）	
神納東ふれあい運動会	140,000円
アンケート調査	180,000円
その他	150,000円
・協議会運営経費（内訳）	
運営委員報償費	195,000円
その他	162,000円
・予備費	12,000円

集落・団体による花の植栽や管理を支援し、集落施設や道路の快適な生活空間を創出する。

集落の活性化や課題解決、伝統行事の継承のために、集落が主体となって取り組む事業に支援をします。（1集落上限額年間5万円になります。）

6集落が集う神納東ふれあい運動会を開催して、神納東地域の交流と団結を図ります。

中学生以上全住民を対象にアンケート調査を実施します。皆さまの貴重な意見をぜひお願いいたします。

神納東地域まちづくり協議会では神納東小学校出身のプロサッカー選手アルビレックス新潟 本間至恩選手を応援する活動を実施します！

実施予定日：2022年6月19日（日）
午後2時00分 キックオフ
ブラウブリッツ秋田戦



©1999 ALBIREX NIIGATA INC.



©ALBIREX NIIGATA

※村上市生涯学習課と連携して事業を実施する予定です。

詳細については決まり次第お知らせいたします。

※コロナ禍の情勢などにより活動を延期、中止する場合がございますのでご了承ください。

『かみはやし互近所ささえ～る隊』

毎月8日は、「かみはやし♡ささえ愛♡の日」としています。困っている人にどんな小さなことでも良いので、自分のできることをやってみるそんなことを意識してみませんか♡

お問い合わせ：NPO法人希楽々
0254-66-8119



互近所プラウ

ご意見・ご感想・お問い合わせ

- 神林支所 地域振興課 自治振興室(担当:大滝)
- 電話・告知端末:0254-66-6122
- 自治振興室メール:k.shinko-chiiki@city.murakami.lg.jp
- 協議会HP<http://www.city.murakami.lg.jp/site/kannouhigashi/>



神納東地域まちづくり協議会
と
神林地区関係人口創出事業実
行委員会

フェイスブック公開中！



神納東まち協
ページ



関係人口ページ

まちづくり新聞

神納東地域

第36号

つながり、支え合い、心やさしく暮らせる神納東 ～笑顔があふれる集落・地域をめざして～

まちづくり協議会の会長として



会長 八藤後 瑞枝

今年度から、神納東地域まちづくり協議会の会長を仰せつかりました上助測集落の八藤後瑞枝です。

2年間副会長として活動してきましたが、その2年間は新型コロナウイルスの流行によりほとんどの活動を自粛していたため、今でも分からないことだらけですが、自分なりに「まちづくり」というものを考え運営委員の皆さんと意見を出し合い協力し合って、コロナ禍でもできる活動を少しずつ進めていきたいと思っています。私の考える「まちづくり」は、行政がやるものではなく、私たち運営委員だけが考えて活動することでもなく、地域の皆さんが考え活動して、住みやすい地域づくり、ずっとここで暮らしたいと思える環境づくりだと思っています。

今年度は5地域合同でのアンケート調査も予定しています。ぜひ皆さんの思っていることを教えてください。

神納東地域として本間至恩選手応援隊やふれあい運動会など楽しい活動、神納・西神納地域との合同防災研修会にも皆さんに参加していただき、みんなで「まちづくり」を進めて行きたいと思っています。

これからの活動に向けて

神納東地域まちづくり協議会副会長を務めることになりました。里本庄の中山と申します。

まちづくりの理念「つながり、支え合い、心やさしく暮らせる神納東」に基づき努力していきたいと考えています。

さて、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、まち協の活動も縮小や中止となることが多く、地域の方々が一堂に会する機会が少なくなり、人と人とのつながりが減ってしまっている様に思います。

今年度もコロナ禍による影響は残ると思いますが、感染対策を徹底して万全の準備のもと各種行事を執り行いたいと考えていますので、地域の皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。



副会長 中山 豪

神納東地域の写真

下助測集落 →

集落公会堂の敷地入り口付近に子どもたちが描いた絵が飾られています。

ぜひ直接子どもたちの絵を観に行ってみてください。



山屋集落 →

山屋集落の皆さんがいち早く花いっぱいプロジェクトに参加してくださいました。老若男女和気あいあいと活動を行いました。



『かみはやし互近所ささえ～る隊』からお知らせです！

「ちょっと困っている」ことを解決するため、『ささえあいカタログVol.3』を発行しています。

カタログは神林支所正面玄関ロビーにありますのでご自由にお取りください。

買い物支援などお手伝いできる支えあいに関するメニューを掲載しております。

毎月8日は、「かみはやし♡ささえ愛♡の日」として、ちょっと声をかけてみる、無理をせずにできること！などの小さな支えあいを少し意識してみませんか♡



健診結果を生活習慣病の予防や重症化予防に！

市では生活習慣病の予防や重症化予防のために特定健診を実施しています。生活習慣病は初期症状が出にくいいため放置すると重症化することがあります。健診は受けっぱなしではなく、健診結果から自分の体に起きていることを知り、自分の体に合った生活習慣の改善や治療が大切です。

健診では血管や血液の状況を確認しています

血管を傷めるのは？

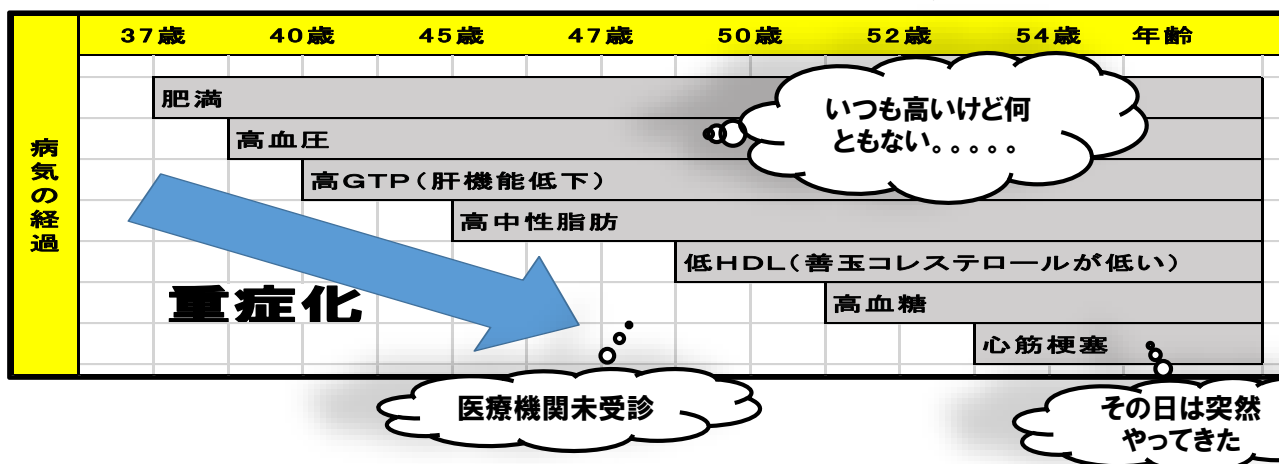
⇒肥満、高血圧、高血糖、脂質異常、高尿酸それぞれの重なりは血管を傷める速度を加速します。

毎日の生活習慣（食事、運動、睡眠など）によって変化します。

血管がつまったり、破れる⇒脳卒中、心筋梗塞、腎臓病、糖尿病合併症、認知症

《重症化した事例紹介》

長い年月をかけて進行して自覚症状が現れるころにはすでに健康障害をおこしています。



生活習慣病の予防や重症化予防のために

- ①毎年、健康診断を受診
- ②健診結果に合わせた生活改善（食事、運動、睡眠など）
- ③受診が必要な場合は早目に受診
- ④治療が必要な場合は継続受診

市では生活習慣病の予防のために保健師や栄養士による家庭訪問や相談会を実施しています。詳細は下記までお問い合わせください。まだ健康診断を受診していない方は必ず受診してください。

神林支所 地域振興課 地域福祉室 保健師

電話66-6113



Facebook

神納東まち協ページはこちら



ご意見・ご感想・お問い合わせ

■神林支所 地域振興課 自治振興室(担当:大滝)

■電話・告知端末:0254-66-6122

■自治振興室メール

k.shinko-chiiki@city.murakami.lg.jp

■協議会HP

<http://www.city.murakami.lg.jp/site/kannouhigashi/>

村上市花火大会のお知らせ

3年ぶりに花火大会を開催いたします。詳しいことについては、市報7月1日号に掲載予定ですので、ご確認ください。

【日時】

8月6日(土)午後8時

市公式ホームページで確認できます。➡



神林地区全住民アンケートのお願いについて

今年度、神林地区の中学生以上を対象とした住民全員にアンケート調査をお願いしたいと考えております。実施時期などについては、集落区長さんを通じて、ご案内いたしますので、ご協力下さるようよろしくお願いいたします。

まちづくり新聞

神納東地域

第37号

つながり、支え合い、心やさしく暮らせる神納東 ～笑顔があふれる集落・地域をめざして～

6/19 本間至恩選手応援隊の活動を実施しました。

当地域の旧神納東小学校を卒業して、アルビレックス新潟でエースナンバー10番を背負って戦う本間至恩選手、我が地域出身のプロサッカー選手を応援し、地域に誇れるものがあることを認識するため、まちづくり協議会で企画し、本間至恩選手応援隊の活動を実施しました。



活動には運営委員を含め12名の方にご参加いただきデンカビッグスワンで試合観戦を行いました。ハーフトウムには村上市と連携し、のぼり旗や横断幕、自作の応援グッズなどを持ってサッカーコート周りを歩き、神納東まち協及び村上市のPR活動を実施しました。

6月15日(水)には村上市役所にて、村上市スベシャルアンバサダーにも就任している本間至恩選手。就任直後の試合ということもあってか、ハッスルプレーでチームを鼓舞し、2アシストの活躍を見せてくれました。試合の結果は3-0で見事勝利、今後の本間選手のご活躍を期待しています。



『かみはやし互近所ささえ～る隊』からお知らせです!

「ちょっと困っている」ことを解決するため、『ささえあいカタログVol.3』を発行しています。カタログは神林支所正面玄関ロビーにありますのでご自由にお取りください。買い物支援などお手伝いできる支えあいに関するメニューを掲載しております。毎月8日は、「かみはやし♡ささえ愛♡の日」として、ちょっと声をかけてみる、無理をせずにご覧いただけること!などの小さな支えあいを少し意識してみませんか♡



花いっぱいプロジェクト

～快適な生活空間の創出～

神納東地域まちづくり協議会では、地域の景観美化に取り組み快適な生活空間の創出に向けて、集落・団体の花の植栽活動に支援を行っています。今年度も5集落・1団体からの申請があり、集落センター周辺や歩道を様々な色の花で彩りました。活動にご参加いただいた皆様ありがとうございました。



↑上助測ふれあい茶の間



↑志田平区



↑里本庄区

活動状況〔活動日・花の配置場所〕

山屋区 5月28日実施

山屋～坪根線集落内市道脇(個人所有地)

上助測ふれあい茶の間 6月11日実施

上助測コミュニティセンター

里本庄区 6月12日実施

集落入りロバス停花壇

下助測区 6月19日実施

集落開発センター付近歩道

志田平区 6月19日実施

集落歩道

七湊区 7月3日実施

集落センター周辺



村上市花火大会のお知らせ

3年ぶりに花火大会を開催いたします。詳しい内容については、市公式HPでご確認ください。

【日時】

8月6日(土)午後8時

市公式ホームページで確認できます。➡



神林地区全住民アンケートのお願いについて(再)

今年度、神林地区の中学生以上を対象とした住民全員にアンケート調査を予定しております。

実施時期などについては、集落区長様を通じて、ご案内いたしますので、ご協力下さるようよろしくお願いいたします。



神納東まち協ページはこちら



ご意見・ご感想・お問い合わせ

- 神林支所 地域振興課 自治振興室(担当:大滝)
- 電話・告知端末:0254-66-6122
- 自治振興室メール

k.shinko-chiiki@city.murakami.lg.jp

■協議会HP

<http://www.city.murakami.lg.jp/site/kannouhigashi/>

神納・神納東・西神納地域まちづくり協議会 まちづくり新聞 合同防災研修会特集号

発行：神納地域まちづくり協議会、神納東地域まちづくり協議会、西神納地域まちづくり協議会

8月3日豪雨災害による被害に遭われた地域の皆さまへ謹んでお見舞い申し上げます

8月3日の豪雨により市内各地で多くの被害が確認されました。神林地区の各まちづくり協議会も8月20日、21日に災害支援ボランティアに参加をしてみました。この度の災害に対し、心からお見舞い申し上げますとともに被害に遭われた地域の皆さまの一日も早い復興をお祈り致します。



令和4年6月26日（日）神林中学校体育館



講義・ワークショップ 講師
中越防災安全推進機構
地域防災力センター
河内 毅 氏

令和4年6月26日(日曜日)午前9時〜12時「神納・神納東・西神納地域まちづくり協議会合同防災研修会」を神林中学校体育館を会場に実施し、3地域27集落の合計37名が参加しました。

事業実施の目的は、まちづくり協議会事業目的の一つでもある「安全および安心に関すること」の防災意識向上を目指し、近年自然災害が頻発している状況の中で、大規模災害時に円滑な避難所運営ができる体制作りとして、地域住民の指定避難所である神林中学校で3地域の交流を含む合同防災研修会を行いました。

本研修会は村上市防災士会に指導をいただき地域防災士と集落住民が一緒になって取り組み見識を深めました。研修会の講師には公益社団法人中越防災安全推進機構地域防災力センターの河内毅氏をお招きして「避難所運営について」の講義や「避難所で起こり得る課題への対応」としてクロスロードを行いました。最後の避難所設営訓練では、本市の高橋防災専門員の指示により役割分担を行い、実際に使用する資材を使い本番さながらの訓練を実施しました。

今回の研修会(訓練)の実施にあたっては、「失敗から学ぶ」まずはやってみることを基本として実施しました。

研修会内容

1. 講義「避難所運営について」

講義の目的

災害時に開設される避難所では、どのような課題が発生するのかを知っていただくと共に、地域主体の避難所運営の必要性を理解する。



○なぜ避難所運営が必要なのか？

○誰が避難所を運営するのか？

災害対策本部

支援 ↓ 報告 ↑

行政職員

支援要請
状況報告

避難者対応
ニーズ把握
物資等の把握

地域住民

施設管理者

施設に関
すること

不幸な死者を出さないため
災害後の生活再建につなげるため



自分たちの生活する場所だからこそ
自分たちで住みやすい環境を作る
＝避難所運営の基本



2. クロスロード「避難所で起こり得る課題の対応」

避難所で起こる課題への対応はその時の状況や内容によってケースバイケース。だからこそ、基礎や知識を身に付けて適切な対応ができるようにすることが大切です。講師の設問に対し自分ならどうするかを一人ひとりが考えました。

○避難所の受付に、親せきが避難してきていないかと尋ねてきた人がいます。避難所の中に入れて探してもらいますか？

⇒避難所に入れる

⇒避難所に入れない

色々なケースがあるから、一人で悩まず、話し合いやルールが必要だね

○外から避難所に食事を取りに来た人がいました。しかし、食事は避難所にいる人数分しかありません。食事を渡しますか？

⇒渡す

⇒渡さない

他にも様々な課題について検討しました。皆さんも自分ならどうするか考えてみてください。



3. 避難所設営訓練

実際に避難所の設営を市職員と連携して実施！
自分たちの住みやすい環境をつくることにも繋がる。

① 避難者名簿の作成

避難所に避難したら全世帯が必ず書くものです。訓練想定として研修会参加者が避難をした人に見立て自分で実際に書いてみる!!



② 避難所設営作業

27集落を5つの班に編成し、講師の指示でそれぞれ避難所設営作業へ



避難所設営訓練 講師
村上市防災専門員
高橋 亨 氏



(1) 食糧・物資の荷下ろし
作業及び分配



(2) 要配慮者スペースの設置
作業及び分配



(3) トイレ用水・手洗い場・
簡易トイレの設置



(4) 注意事項等の貼り出し



(5) ロールマット引き及び
集落毎の区画表示



訓練終了!!

今回の訓練は地震を想定して避難所に物資が何もない状態から訓練がスタートしました。市職員の事前の準備・早急な対応が必要になりますが、実際に災害が起こると避難所に市職員を大勢配置するのは難しい状況になります。市職員と住民の皆さんが協力して避難所の設営・運営を行っていくことが非常に重要になります。

③ふりかえり

「気づいたこと、大切だと思ったこと」

- ・指示、段取り等を行うリーダーが必要
- ・行政にまかせるのではなく、自分たちでできる事をする
- ・要介護者の把握をしておく事
- ・集落内で防災のリーダーを育てていく必要があると感じた
- ・組織づくり、役割分担が大切
- ・避難所と指定する場所は予めレイアウトを決めておいたほうがよい

「今後やろうと思うこと」

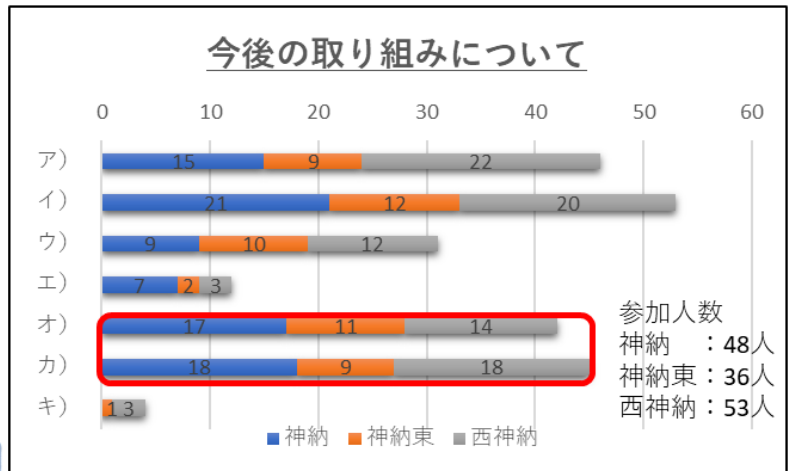
- ・集落内の役割分担を決めておく
- ・集落でも今日のような訓練をしたり話し合いの場を集落で設け、知恵を広めていくこと
- ・行政→地域責任者→個人に的確に指示が伝わるよう改めて訓練を行う
- ・消耗品の点検及び購入



防災の取り組みについて研修会参加者に聞きました

Q まちづくり協議会で「安全、安心な取組」を行う場合、どのような取組をした方がよいと思いますか？(複数回答)※当日配布アンケート抜粋

- ア) 集落の役員等を対象とした研修会
- イ) 一般住民(高齢者、若年層、女性等)を対象とした研修会
- ウ) 合同避難訓練
- エ) 先進地への視察研修
- オ) 集落単位での研修会
- カ) 防災備品等の整備
- キ) その他



研修会開催の他、防災備品の整備を挙げられた方が多くいました



■ 研修後のご意見・要望

- ・防災を考える良い機会になりました。
- ・避難所での様子、対応などのお話を詳しく知る事ができ大変良かったと思います。
- ・勉強になったが現実的でない所もあるので実際に必要となった場合の不安が残る。訓練して満足ではいけないと思う。
- ・きめ細かい準備が必要と思う。



いまづく※
 すくで村
 。り「上
 是非を市民の
 ご紹介協働の
 覧くしホーム
 だてまペ
 さいち

■ ご意見・ご感想・問い合わせ

- ◆ 村上市神林支所
地域振興課自治振興室
担当： 鴻島、大滝
- ◆ 電話・告知端末
66-6122
- ◆ E-mail
k.shinko-chiiki@city.murakami.lg.jp
- ◆ URL
http://www.city.murakami.lg.jp/

編集後記

研修会後1か月あまりで豪雨災害が起こり、神納3地域の皆さまにおかれましても断水などご苦労されたことと思います。水の備蓄など日頃からの備えが重要だと痛感いたしました。

事務局としても避難所の設営について研修会で更に知識を深めることができました。

市、地域、集落さまざまな団体で防災について研修や訓練を行い知識を深めることが自分の命や家族の命を守ることに繋がります。まちづくり協議会でも防災を含めた「安全および安心に関すること」について力を入れて参ります。

神林地区のまちづくり



平林：みどり豊かな里山「松沢湿原」
立ち上げ事業（松沢集落）

平林・砂山
神納・神納東・西神納

まちづくり協議会



砂山：花いっぱい事業



神納：クリスマスイルミネーション（河内集落）



神納東：収穫感謝祭（志田平集落）



西神納：集落清掃・環境整備（松喜和集落）

Contents

神林地区まちづくり協議会 令和4年度の活動	2・3p
かみはやし互近所ささえ～る隊について	4p
小・中学校との支援事業について	5p
小岩内区への災害支援	6p
市民厚生常任委員会との懇談会	7p
活動のワンショット	裏表紙

第14号

2023.3 発行

神林地区まちづくり協議会 令和4年度の活動

神林地区では5つのまちづくり協議会が地域の特色を活かし地域活性化や課題解決のために活動を進めています。このページでは令和4年度に各まちづくり協議会が実施した事業についてご紹介します。



平林地域まちづくり協議会

【元気づくり応援事業】イルミネーション事業

今年度については、8月3日に発生した豪雨災害により、当初より計画していた集落事業ができなくなった集落も多くありました。そんな中、平林集落では毎年恒例となっている「イルミネーション事業」を行いました。年末の風物詩となりつつある当事業では、一つの目標に集結できる機会として捉えており、子どもからお年寄りまで各種団体ら



約80名が参加し、点検作業から飾りつけまで行い、点灯式では色鮮やかなイルミネーションがあたり一面に広がり、参加者の心を癒しました。来年度は、各集落での活動が今年度以上に実施できることを強く望んでおります。

砂山地域まちづくり協議会

【課題取組を考える研修会】6月3日(金)

テーマ「助け合い、支え合う集落を今から考える」

砂山地域の集落役員約30名と当該まちづくり協議会の運営委員を対象に標記研修会を実施しました。講師には、都岐沙羅パートナーズセンター事務局長をお招きし、「助け合い、支え合う集落を今から考える」と題して、今後集落で起こり得る問題や課題、また実際の先進地域の実情などを取り入れたりと様々な視点から分析し、資料に基づいてお話をいただきました。集落の役員の方々はとても真剣に聞き入っており、課題などを話し合う時間を設けた際には、予想以上に課題が出てきて盛り上がるなど、有意義な研修になりました。令和5年度は集落の事業計画を基に話し合う場を作って協議していきたいと考えております。



神納地域まちづくり協議会

【南大平笑楽校（みなみおおだいらしょうがっこう）】10月30日（日）

「助け合う、支え合う集落を今から考える」と題し学習会を行いました。都岐沙羅パートナーズセンターの事務局長を講師に、人口減少により空き家問題、生活弱者の困りごと、一人世帯の見守り、集落運営や共同作業の継続困難などの問題に対し、今から取り組むべき内容の講話後、課題について発表しました。その後、参加者全員でレクリエーションゲームを通して親睦と結束を強めるとともに、それぞれ考えている事業などについて懇談的に会話を進め、集落の課題について共有しました。



神納東地域まちづくり協議会

【本間至恩選手応援隊】6月19日（日）

自分たちが住む地域に誇れるものがあることを認識するため、神納東地域まちづくり協議会では郷土愛の醸成を図る活動を行っています。その一つである本間至恩選手応援隊の活動を実施しました。旧神納東小学校の卒業生であるプロサッカー選手、本間至恩選手を応援するために地域からの参加を募りアルビレックス新潟の試合観戦を行いました。ハーフタイムには村上市と合同でのぼり旗や横断幕、自作の応援グッズなどを持ってサッカーコートの周りを歩き、村上市及び神納東まち協のPR活動を行いました。



本間至恩選手は令和4年7月に村上市スペシャルアンバサダーにも就任して現在はベルギーのクラブへ移籍して活動を行っており、今年度と同じように試合を直接観戦は難しいですが、令和5年度も応援隊としての活動を継続して行ってまいります。

西神納地域まちづくり協議会

【花いっぱい運動・環境整備活動】（各集落）

各集落では、集落内の美化活動として公園内の草刈りや、集落内のごみ拾い、通学路の整備活動。また、公園内には花壇の整備を行い花の植栽を行いました。中には、各家庭に花の苗を配布し集落内の景観美化を図った集落や、地藏様祭り時に子ども会で周辺の清掃活動を行い集落の皆さんをお迎えし、ふれあいを図った集落もありました。

地域内の集落には小学生以下の子どもがいない集落もあり、参加者の多くが高齢者で無理のない範囲で継続的に活動を行っている集落もあります。少子高齢化が進み、今まで以上に支え合う事が必要だと感じています。

新型コロナウイルス感染症が収束し通常の活動ができることを願っております。



かみはやし互近所ささえ～る隊では住民の皆さんが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるために、みんなでささえあう地域に合った「助け合いのしくみ」づくりに取り組んでいます。

令和4年度の活動は令和4年11月9日、16日の2回に分けて老人クラブの皆さんとのワークショップを行い老人クラブとして地域に対してできることや個人として地域にできることを話し合いました。話し合いの中では並べきれない程自分たちのできることが挙げられて意欲的に取り組んでいただきました。

手伝いを「頼みたい人」と「できる人」が気を遣わずに頼みやすい「しくみ」づくりを皆さんと一緒に考えていきます。



毎月8日は、「かみはやし♡ささえ愛の日」として、告知端末で支え合いに関する放送を流して皆さんに呼びかけを行っています。

ちょっと声をかけてみる、無理をせずにできること！などの小さな支えあいを少し意識してみませんか？



「ささえあい授業」で「自分ができささせあい」を考える

～かみはやし互近所ささえ～る隊活動より～



3月3日（金）、神納小学校4年生の総合学習で「ささせあい授業」を行いました。

今年度は福祉の勉強をしていた4年生。高齢者や車いすの疑似体験視覚障害や聴覚障害の体験もしたことで、歩くのが大変、見えないと怖いなども感じているようでした。

【ささせあい子どもかるた】を使って、自分ができささせあうことなど、グループでかるた取りをしました。

まず、ささせあいはお家の中での協力からということで、料理や風呂掃除、草取り、雪かきなどの手伝いや小さな子どもの遊び相手や勉強を教える、新聞や手紙を読んであげるなど46枚あるかるたを全て選んだグループもありました。また、集落センターの掃除や

行事の参加、高齢者と一緒にスポーツをする、避難訓練の手伝いをする、児童公園の掃除、老人クラブの皆さんと交流会など1人ではできないけれどみんなで協力すればできることもたくさんありました。

そして既に「やっているよ」という声もたくさんありました。

回覧板を持っていくとか、洗濯物を取り込むとか、稲刈りや田植えの手伝い、ペットの散歩、バスや電車で席をゆずるなど、ささせあいができていることもわかりました。

最後には、「毎月8日はささせあいの日です。どんな小さなことでもよいのでみんなやってみてね」に「は～い」と元気な返事をもらいました。頼もしく元気な子どもたちでした。



小・中学校支援事業

より良い

学びの場をサポート

中学校へは防音キャップを、
小学校へは卒業生に記念品
を贈呈



神林地区5地域
まちづくり協議会
では地域の小中
学校と連携して事業
の実施や小中学校への支援を行っ
ています。1月30日(月)に5地
域まちづくり協議会合同で神林中
学校へ教室の椅子脚に付けるフェ
ルト素材のキャップを贈りました。
神林中学校から「所有する机椅子
も長く使用して使いづらくなっ
てきている。引きずる音がうるさ
く授業に集中できないことも見
受けられる。」という話を受けて生徒
の皆さんに快適な教室で授業を受
けていただきたいとして支援を行
いました。



平林小学校、神納小学校へは支援
として卒業する6年生へ卒業式に贈
り物を贈呈いたしました。令和4年
度は新型コロナウイルス等、昨今の
情勢から活動が難しい状況でしたが、
まちづくり協議会では子どもたちの
元気な姿が地域活性化の礎であると
考え小中学校と連携して活動を進め
てまいります。

神林地区5地域まちづくり協議会から 小岩内区への支援



YAMAHA 発電機
品名：EF1800is
ワット数：1800W

令和5年1月26日(木)に神林地区5地域のまちづくり協議会から小岩内区へ発電機を寄贈いたしました。受け渡しの際には神林地区のまちづくり協議会を代表して、砂山地域まちづくり協議会の佐藤修平会長から小岩内区の松本一男区長へ謹呈文が手渡しされました。小岩内区の役員方からは「多くの方々から様々なご支援をいただき感謝している。小岩内区はまた元気な姿を取り戻したい。今後も小岩内区の活性化に向けて活動を進めるにあたっては、まちづくり協議会のご助力を願いたい」と感謝と将来志向な力強いお言葉をいただきました。まちづくり協議会は地域毎に活動を行っておりますが、多様な事業で連携し、有事に協力のできる体制づくりを行います。



**ボランティアに若い力
中学生が自主参加**

神林地区の各まちづくり協議会で8月20日(土)、21日(日)に災害支援ボランティアに参加しました。神林中学校三年生の7名も、まちづくり協議会と一緒にボランティアに参加してくれました。中学生たちは自発的に考え参加をしてくれました。

今後もまちづくり協議会では地域集落の防災の更なる意識向上に向けて活動を進めてまいります。

市民厚生常任委員会との懇談会



令和4年11月7日(月)、村上市市議会議員で構成される市民厚生常任委員会と神林地区5つのまちづくり協議会役員とで活動の課題や意見交換等を目的に懇談会が開催されました。(懇談会の内容を一部抜粋)

まちづくり協議会の

活動への課題

平林まち協…8月豪雨災害のため様々な事業が滞っている状況である。

神納まち協…地域交流ということで運動会の開催なども行っていたが集落によっては人手不足から選手選考が厳しい状況である。

害獣被害が多いことに非常に困っている。対策も取っているが被害が減らず、農業を

辞める人も出てきているような状況である。

砂山まち協…以前は文化祭や盆踊りなどを開催していたが、参加者が少なくなり、実施できていない。一番の課題はマンパワー

がなくなってきたりしている事なのかもしれない。私の住む町内でも空き家が多く31件中11

件が空き家でまち協としては非常に活動しづらい状況である。

神納東まち協…旧神納東小学校校舎は現在子育て支援の施設として運営されており、とても良い形での活用方法だと思うが、グランドでの運動会開催などは使用が難しい状況になっている。

西神納まち協…西神納地域は大小様々な集落があり、まち協の事業に対しても集落によって温度差があるように感じる。コロナの影響や子ども減少などもあり現在では中止としている。またその他の行事に関しても様々な理由から実施できていない状況である。

市民厚生常任委員会からの意見

市厚委…学校の統廃合で状況が変わる中、校舎の問題は議会でも議題にあがる。地元の方々話し合いも検討していると聞いている。また害獣被害は向ヶ丘保育園で猿が集団で園庭に入り送迎にも影響があったと聞いている。

市厚委…神納東地域の話にあった廃校後の校舎の利活用については、地元の方々の利用も考えなければならぬ。また区長会から道の駅に全天候型のイベント施設の建設についての要望があった。まちづくり協議会でも発信していただきたい。

市厚委…平成24年から令和4年間で、どの地区も人口減少率が10%を超えるなか、神林地区の神納東、西神納においては減少率が少ないデータがでている。なぜ神納東と西神納で人口減少率が低いのか理由を考える事がヒントになるのではないかと。砂山地域の話に文化祭などがなくなっているところだが、岩船地区では3年ぶりに文化祭が開催され、歴史文化を子ども達に伝えるため出品をして好評だった。瀬波から岩船、塩谷にかけては伊能忠敬が測量したとされている3地域合同でのイベント開催。また岩船と塩谷はお幕場つながっている事をもとにイベントを開催するのも良いと思う。

神納東地域の本間至恩選手について現在はベルギーで活躍されているが、情報を目にする事がないのでSNSや村上市ホームページなどで発信し応援している事をアピールすることも良いと思う。

出席者(敬称略)

■村上市議会

市民厚生常任委員会

委員長 長谷川 孝

副委員長 鈴木 一之

委員 菅井 晋一

委員 富樫 雅男

委員 鈴木 好彦

委員 稲葉 久美子

委員 木村 貞雄

■神林地区まち協

平林地域まち協

会長 小池 利也

副会長 木村 竜也

砂山地域まち協

会長 佐藤 修平

神納地域まち協

会長 小田 徹

副会長 佐藤 雅晴

神納東地域まち協

会長 八藤後 瑞枝

副会長 中山 豪

西神納地域まち協

副会長 森田 義孝



指合集落 責の神



関係人口創出事業「ハロウィン&かかし祭」



3地域まちづくり協議会合同防災研修会
(神納・神納東・西神納)



お幕場クリーン作戦 (砂山まち協)



高御堂集落 花いっぱい運動



山元遺跡視察研修会
(神納東まち協と国指定史跡山元遺跡保存会連携事業)

令和5年度は神林地区中学生以上 全住民アンケート調査を実施します

神林地区では、まちづくり協議会毎にアンケート調査を実施して第5次まちづくり計画(令和6年度~)策定に向けたまちづくり協議会の活動における地域・集落ニーズの把握や集落の課題など実態を把握するために実施します。

アンケート調査はこれからの自集落にとってもとても重要な指標となるものです。より多くの皆さまからご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

アンケート用紙は6月1日以降、集落区長を通して皆様へお配りする予定です。



Instagramで神林の魅力を発信しませんか。「#かみはやし」

App Store

Google Play



神林地区関係人口
創出事業実行委員会

Instagramやってます!

(このページは空白です)

神納東地域まちづくり協議会

村上市神林支所地域振興課内

〒959-3492 村上市岩船駅前 56 番地

電話、告知端末：0254-66-6122

FAX : 0254-66-6110